

移管先法人募集要項
【富士市立厚原保育園】

令和4年7月

富士市では、富士市公立教育・保育施設再配置計画（平成30年3月策定）に基づき、富士市立保育園の運営の民間への移管に当たり、移管先となる法人を募集します。

1 移管対象施設

施設の名称	富士市立厚原保育園						
所在地	富士市厚原 754-1						
敷地面積	1904.01 m ²						
延床面積	891.20 m ²						
駐車場面積	580.30 m ² （借地）						
構造	鉄筋コンクリート造 2階建						
建築年	昭和 61 年						
平面図	資料 1 参照						
利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
(令和4年7月1日時点)	6人	20人	24人	30人	30人	30人	140人
入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
(令和4年3月1日時点)	6人	20人	22人	30人	22人	22人	122人
入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
(令和4年4月1日時点)	6人	20人	22人	24人	29人	23人	124人

2 移管する日

令和7年4月1日

3 移管対象・方法

(1) 土地について

市有地である保育園用地は、保育園の運営の継続を条件に貸与します。賃借料については、移管した日から30年間は無償とし、その後については、協議により決定します。駐車場用地は借地のため、土地所有者と別途賃貸借契約を締結する必要があります。

(2) 建物について

現状有姿により無償譲渡します。ただし、建物の隠れた瑕疵について市は一切の責任を負いません。

また、譲与を受けた建物については、法人の負担により所有権に関する必要な登記を行い、直ちに法人の基本財産に編入してください。

なお、市の承諾なしに所有権の移転又は所有権以外の物権の設定を行うことはでき

ません。

(3) 備品及び工作物等

現状のまま無償譲渡します。ただし、隠れた瑕疵について市は一切の責任を負いません。

なお、備品は、移管前日までに移管する保育園（以下「移管保育園」という。）が所管している備品に限ります。

(4) 消耗品

無償譲渡します。消耗品は、移管前日までに移管保育園に保管されている事務用品等です。ただし、譲渡後については、市は一切の責任を負いません。

4 移管の条件

移管先法人は、移管保育園の運営にあたっては、本市内の認可保育園に対して適用される基準（静岡県が定める「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び本市が定める「富士市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」）その他の関係法令に加え、「厚原保育園の移管後の運営に当たっての条件」（資料2）に示す条件を遵守することを条件とします。

5 応募資格

次の事項をすべて満たしているものとします。

- (1) 令和4年4月1日現在、富士市内で認可保育園、幼稚園又は認定こども園を経営し、令和4年4月1日を起算日として過去5年間以上の保育実績を有する社会福祉法人又は学校法人とします。

なお、令和4年7月29日までに上記条件での参加申込の届出がなかった場合限り、下記条件での参加申込を認めることとします。

- (2) 令和4年4月1日現在、静岡県内で認可保育園、幼稚園又は認定こども園を経営し、主たる事務所が静岡県内にあり、かつ、令和4年4月1日を起算日として過去5年間以上の保育実績を有する社会福祉法人又は学校法人とします。

6 欠格事項

次のいずれかに該当する事業者は、選定を受けることができません。

(1) 児童福祉法第35条第5項第4号イからヌまでのいずれかに掲げる事項に該当すると認められるもの

(2) 次に掲げるものに該当すると認められるもの

ア 法人の役員が暴力団員等（富士市暴力団排除条例（平成24年3月29日富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの。

イ 暴力団（富士市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの。

ウ 法人の役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの。

エ 法人の役員が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。

オ 法人の役員が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

7 スケジュール

日程		内容	備考
令和4年	7月1日	募集要項公表 5（1）の参加申込届の受付開始	
	8月1日	5（2）の参加申込届の受付開始 ※5（1）の申し込みがなかった場合のみ 応募書類の受付開始	
	8月31日	応募書類の受付期限	
	9月以降	一次審査（書類審査）	
	10月以降	二次審査（実地審査）	
令和5年	2月	移管先法人の決定	
	3月	保護者説明会の開催（以降、必要に応じて随時開催）	
	4月～	三者協議会の設置	
	11月以降	引継ぎ・共同保育に係る協定の締結	
令和6年	4月～	移管先法人との共同保育を実施 （引継事業者から移管保育園への職員派遣等）	
令和7年	2月以降	覚書の締結	
令和7年	4月1日～	民間移管 公立保育士の移管保育園への派遣	

8 移管先法人の選定方法

「富士市立保育所民間移管先選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、富士市長が移管先法人を決定します。審査は次のとおり、2段階で実施し、二次審査において実地調査を含めて審査します。詳細は「厚原保育園移管先法人選定方法」（資料3）及び「厚原保育園の移管に係る法人選考基準」（資料4）をご覧ください。

（1）一次審査

一次審査として、書類審査を実施し、得点の上位から2～3法人程度を、二次審査に進む法人として決定します。

なお、得点が基準点（満点の60％）に満たない場合は、二次審査に進めないこととします。

一次審査の具体的な日時及び内容等については、応募書類の受付期間終了後に連絡します。

（2）二次審査

二次審査として、実地審査及びヒアリング審査を実施し、二次審査の得点が基準点（満点の60％）以上の法人のうち、一次審査及び二次審査の合計得点が最上位の法人を移管先となる法人として選定します。

なお、全ての法人の二次審査の得点が基準点に満たない場合は、移管先となる法人を選定しないこととします。

二次審査の具体的な日時及び内容等については、一次審査終了後に二次審査の対象となる法人に連絡します。

なお、選定結果については応募法人に通知するとともに、選定された法人の法人名や選定結果を富士市ウェブサイト上で公表しますが、選定されなかった法人の法人名は掲載しません。

9 応募の手続等

(1) 参加申込届出書の提出

ア 提出方法

応募を希望する場合、応募書類を提出する前に必ず参加届出書を提出してください。提出方法は持参による提出、または郵送等による提出とします。

イ 提出先

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市役所4階
富士市こども未来部保育幼稚園課 施設支援担当

ウ 受付期間

(ア) 5 (1) に該当する法人

令和4年7月1日(金)から令和4年7月29日(金)17時15分までとします。(土日祝日除く)

郵送の場合、期限までに必着とします。

(イ) 5 (2) に該当する法人

令和4年8月1日(月)から令和4年8月12日(金)17時15分までとします。(土日祝日除く)

郵送の場合、期限までに必着とします。

エ その他

上記ウ(ア)の期間内に5(1)の法人からの参加届出書の受付けを行った場合は、ウ(イ)の受付けは行いません。また、ウ(イ)の受付期間中にも5(1)の法人からの参加届出書の受付けを行いますが、5(2)の法人と同様の審査を行い、優先的な取扱いはありません。

参加を取り下げる場合は、辞退届(様式は任意)の提出が必要となります。

(2) 応募書類提出の方法

ア 提出方法

電話等により連絡をした上で、原則として持参により提出してください。

法人の事務所が遠隔地に所在する等の理由により、持参による提出ができない場合については、郵送等による提出の受付を行うため、事前に御相談ください。

イ 書類様式

「厚原保育園の移管に係る応募書類一覧表」(資料5)のとおりとします。

書類様式については、富士市ウェブサイト上で配布いたします。

ウ 提出部数

正本 1 部、副本 14 部

エ 提出先

〒417-8601 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地 富士市役所 4 階
富士市子ども未来部保育幼稚園課 施設支援担当

オ 受付期間

令和 4 年 8 月 1 日（月）から令和 4 年 8 月 31 日（水）の 17 時 15 分までとします。
（土日祝日除く）

郵送の場合、期限までに必着とします。

カ 提出時の注意

（ア）A 4 のフラットファイル等に綴じて提出してください。

（イ）提出資料は A 4 サイズとしてください。

（ウ）様式ごとに合紙をはさみ、合紙にインデックスをつけてください。

（エ）提出された書類は返却しません。

（オ）提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。

（カ）提出書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、応募者が負うものとします。

（キ）提出にあたって必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

10 移管に向けた準備等

（1）引継ぎ・共同保育

ア 引継ぎ・共同保育の実施

移管先法人決定後に締結する「富士市立保育所民間移管事業移管前協定書（案）」（資料 6）と、「富士市立保育園の民間移管にかかる引継ぎ・共同保育スケジュール（案）」（資料 7）の内容に基づき実施します。

実施にあたっては、引継ぎ・共同保育に必要な人員を移管先法人において確保してください。

イ 引継ぎ・共同保育にかかる経費負担

引継ぎ・共同保育の実施にかかる経費については、富士市が定める範囲で負担する予定です。引継ぎ・共同保育を行う年度（令和6年度）の予算の状況により、富士市が負担する内容を変更する場合があります。予めご了承ください。

「引継ぎ・共同保育に関する経費負担（案）」（資料8）

(2) 三者協議会

富士市立保育園の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映させる観点から、移管後の保育園運営の諸事項について、当該保育園の保護者代表・移管先法人・富士市の三者で協議し、合意形成を図ります。

「富士市立厚原保育園民間移管にかかる三者協議会について（案）」（資料9）

(3) 覚書の締結

移管後の保育園運営については、「富士市立厚原保育園民間移管にかかる保育園運営に関する覚書（案）」（資料10）を締結します。

11 その他

(1) 富士市議会における承認

移管に関する予算の執行にあたっては、毎年度の予算の議決が必要となり、移管予定保育園の移管にあたっては、富士市保育所設置条例の改正の議決が必要となります。仮に、予算が承認されなかった場合や条例改正の承認が得られない場合は、移管を停止する場合があります。

(2) 国の制度変更、本市施策の変更時の取扱について

国の制度変更や、本市施策の変更が生じた場合、本募集要項に記載した条件及び内容が変更となる場合があります。その場合は、移管先法人の決定後であっても、国の制度変更や、本市施策の変更に応じて事業計画の内容を変更いただく場合があります。

(3) 決定の取り消し

移管先法人として決定をした後、移管までの間に、移管先法人として著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、決定を取り消すことがあります。

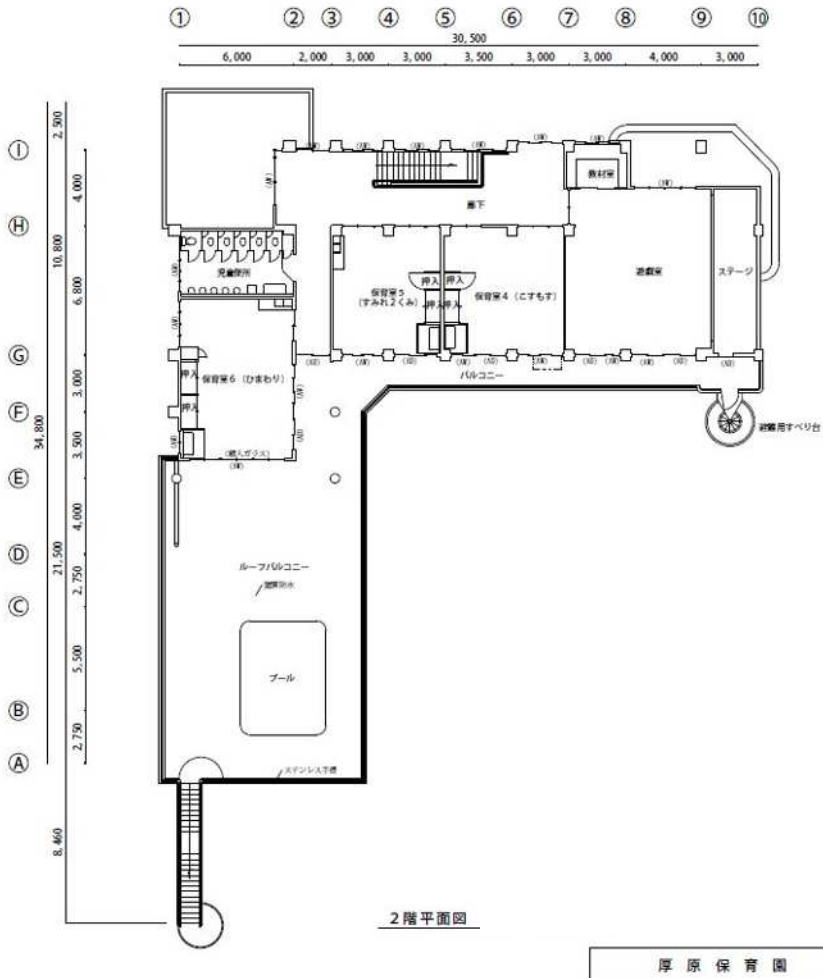
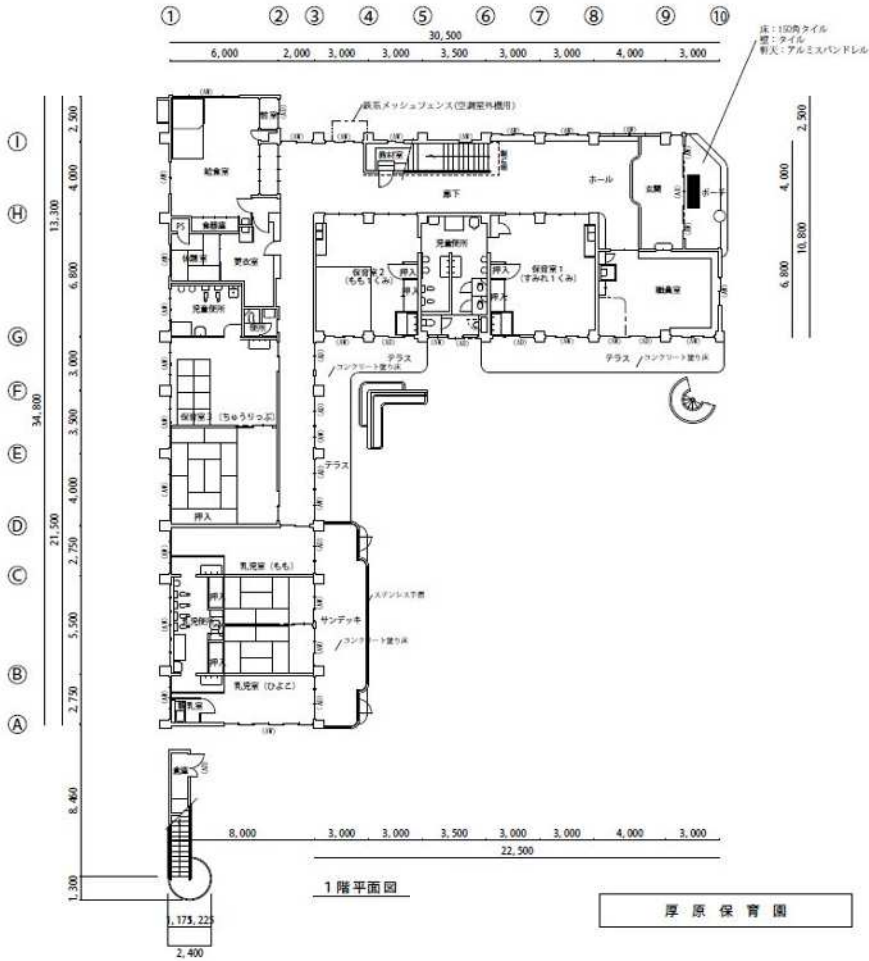
(4) 移管後の利用定員について

子ども・子育て支援法第31条第2項に基づき、利用定員を定める際は、地方版子ども・子育て会議の意見聴取を行う必要があります。そのため、本募集要項に記載した利用定員

は、富士市子ども・子育て会議、及び静岡県子ども・子育て会議にて意見聴取を行ったのち、確定となります。

(5) 再度の募集について

募集年度において、移管先法人が決定しなかった場合は、翌年度に再度の募集を行います。



厚原保育園の移管後の運営に当たっての条件

1 保育所の運営について

当該保育園の保育の継承を基本とし、次の内容を実施すること。

(1) 移管後の認可定員及び利用定員とその定員構成

0才	1才	2才	3才	4才	5才	合計
6人	15人	24人	25人	25人	25人	120人

ただし、移管前年度に定員を満たしていない場合は、三者協議会で協議の上、移管時から定員及び定員構成の変更ができることとする。

(2) 開園時間・休園日等

ア 開園時間

(月～金) 午前7時から午後7時まで

(土) 午前7時から午後6時まで

※現在園が実施している延長保育事業については、引き続き実施すること。

イ 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）以外は休園しないこと。

(3) 保育内容

次に掲げる事項を遵守すること。

ア 保育所保育指針等に基づく保育を着実に実施し、移管前の厚原保育園の目標や方針との継続性に配慮した保育を行うこと。

イ 特別に支援を要する児童の受入れを実施すること。特に、移管前に利用していた障がい児等配慮を要する児童については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

ウ 年間行事・地域行事については、原則として当該保育園で実施していた行事を引き続き実施すること。ただし、各行事の内容等については、三者協議会を通じ保護者の理解を得たうえで変更することができる。

エ 地域子育て支援事業（育児相談、園庭開放等）の実施をすること。

オ 日頃から事故、災害等の発生に備えるとともに、必要な点検、訓練を実施し、安全な環境の整備に努めること。

カ 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。た

だし、クリスマス会、ひなまつりなどの広く一般に定着した習俗的な行事についてはこの限りではない。

(4) 食事の提供

次に掲げる事項を遵守すること。

ア 保育所の全ての開所日について、児童全員に給食及びおやつを提供すること。

イ 調理は、自園調理方式を採用すること。

ウ 食物アレルギーや宗教上の理由等により、給食及びおやつの提供に配慮が必要な児童に対し、代替食又は除去食の提供を行うこと。特に、移管前に実施していた除去食・代替食対応については、当該児童が在籍している間は引き続き継続すること。なお、移管前に在籍していた児童が保育を修了した後も、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応に努めること。

2 職員配置について

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（令和3年3月31日府子本第451号・2文科初大第2117号・子発0331第8号 内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）（以下「留意事項通知」という。）に規定する基本分単価に含まれる職員構成以上の配置をすること。

また、児童や保護者の不安を解消し、保育の円滑な引継ぎを行うため、次のとおり施設長及び保育経験のある保育士の配置等を条件とする。

(1) 施設長

教育・保育施設等における勤務年数が15年以上で、施設長若しくは副施設長又は主任保育士、主幹保育教諭、教頭等の施設長に準じた職の経験を有する常勤専従の施設長を配置すること。

(2) 主任保育士

教育・保育施設等における勤務年数が10年以上で、常勤専従の主任保育士を配置すること。

(3) 保育士

留意事項通知に規定する基本分単価に含まれる保育士数以上の保育士を配置することとし、次の表の左欄に掲げる教育・保育施設等における勤務年数に応じて、右欄の割合を遵守すること。

8年以上の者	1割以上
4年以上の者（上記の者を含む）	4割以上
1年未満の者（新卒者を含む）	2割以下

（4）調理員

留意事項通知に規定する基本分単価に含まれる調理員を配置すること。調理員は、調理師又は栄養士の資格を有する者であることが望ましい。

3 保護者からの費用徴収について

保護者から徴収できる費用は次のとおりとする。

- （1）移管前に徴収していた3歳以上児の副食費、行事、教材等にかかる実費相当額
- （2）新たな保育サービスに伴う実費相当額。ただし、特定負担額を徴収しようとする場合は、三者協議会等において保護者及び本市と協議すること。

4 引継ぎ・共同保育について

児童や保護者の不安を解消し、保育の円滑な引継ぎを行うため、次のとおり引き継ぎ・共同保育を実施すること。具体的な内容については、法人決定後に「富士市立保育所民間移管事業移管前協定書」を締結し、取り決めを行うこととする。

（1）引継ぎ

移管前年度の4月から12月（令和6年4月～令和6年12月）においては、主に施設長予定者、主任保育士予定者を対象として実施する。

（2）移管前の共同保育

移管前年度の1月から3月（令和7年1月～令和7年3月）においては、施設長予定者、主任保育士予定者、移管後に配置予定の保育士及び調理員が参加し、当該保育園で実施すること。

（3）移管後の共同保育

移管後1年間においては、移管前に厚原保育園に勤務していた園長・主任保育士等の受け入れを実施し、子どもや保護者へのフォロー、保育の円滑な引継ぎに努めること。

(4) 雇用の継続

引継ぎ及び共同保育に参加した法人職員は、原則3年以上移管後も継続して当該保育園に勤務し職務に従事すること。

ただし、勤務を継続できない事情が生じた場合は、富士市と協議の上、保護者の理解を得るよう努めること。

5 三者協議会

法人決定後、移管後も当分の間（最長で移管の前日に在園していた児童が卒園するまでの間）、当該保育園の保護者、移管を受けた法人及び富士市からなる三者協議会において、保育内容の継続性及び本諸条件の変更等について調整すること。

6 その他

(1) 運営状況の報告

法人は、移管後の運営状況等について、本市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力すること。

(2) 移管後の検証への協力

本市が実施するアフターフォロー（市職員の巡回）、保護者アンケート及びその他移管後の検証等の取組に協力すること。

(3) 福祉サービス第三者評価の受審

移管後、3年以内に静岡県福祉サービス第三者評価事業を受審すること。

厚原保育園移管先法人選定方法

1. 一次審査（書類審査）

第3回富士市立保育所移管先選定委員会（9月実施予定）において、書類審査を行い、成績順により上位3法人を二次審査に進む法人として決定します。

ただし、評価点が標準点（72点＝得点率60%）未満の場合は、順位問わず選考対象外とします。なお、二次審査に進む法人が1法人のみの場合であっても、二次審査は通常通り実施します。

	配点		評価項目
運営法人の 状況	70	5	法人の運営理念
		4	法人の監査
		6	事故・不祥事
		20	法人の財務状況
		20	現在運営している保育園の職員状況
		5	守秘義務及び個人情報の取り扱い
		6	苦情解決体制
		2	外部評価
		2	情報公開
移管後の 施設の事業 計画	50	22	移管後の施設の運営方針
		17	移管後の施設の施設運営体制
		9	保護者との関わり
		2	上記以外で特にPRしたい内容
合計	120		

2. 二次審査（実地審査・ヒアリング審査）

第4回富士市立保育所移管先選定委員会（10月～11月実施予定）において、実地審査・ヒアリングを行います。その後、第5回富士市立保育所移管先選定委員会（11月～12月実施予定）において、実地審査、ヒアリング審査を元に、必要に応じて一次審査（書面審査）の評価を補正し、合計点（200点満点）をもって、移管先法人を選定します。

ただし、合計点が標準点（120点＝得点率60%）未満の場合は、移管先法人の選定を行いません。

	配点		評価項目
総則	32	15	保育所保育に関する基本原則
		2	養護に関する基本的事項
		13	保育の計画及び評価
		2	幼児教育を行う施設として共有すべき事項
保育の内容	15	3	乳児保育に関わるねらい及び内容
		3	1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
		3	3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
		6	保育の実施に関して留意すべき事項
健康及び安全	16	6	子どもの健康支援
		4	食育の推進
		3	環境及び衛生管理並びに安全管理
		3	災害への備え
子育て支援	4	1	保育所における子育て支援に関する基本的事項
		1	保育所を利用している保護者に対する子育て支援
		2	地域の保護者等に対する子育て支援
職員の資質向上	13	2	職員の資質向上に関する基本的事項
		2	施設長の責務
		5	職員の研修等
		4	研修の実施体制等
合計	80		

3. 採点の方法

評価項目について、A（優れている）からE（要求水準を全く満たしていない）の5段階で評価を行い、得点化基準表により得点を付与します。一部審査項目については、E判定となった場合、他の成績に関わらず選考対象外とします。

評価	評価基準	点数化の計算式
A	優れている・優れた提案内容がある	配点×1.00
B	要求水準を超えている・超えた提案内容がある	配点×0.8
C	要求水準を満たしているが、特に評価できる提案はない	配点×0.6
D	部分的に要求水準を満たしている	配点×0.3
E	要求水準を全く満たしていない	配点×0

厚原保育園の移管に係る法人選考基準

1 一次審査（書類審査）の審査項目及び配点

審査項目	配点	審査の視点
運営法人の状況	70	
1 法人の運営理念	5	<ul style="list-style-type: none"> 法人の運営は、社会福祉の理念または教育の基本理念に沿っているか。 守るべき法令、規範、倫理等が明文化され、職員に周知されているか。
2 法人の監査	4	<ul style="list-style-type: none"> 行政等による指導監査を受けている場合、過去2年間の監査において指摘内容がなかったか。
3 事故・不祥事	6	<ul style="list-style-type: none"> 団体等の運営上、過去5年間に於いて重大な事故がなかったか。事故発生後の対応は適切か。 軽微なケガや事故が発生した場合の対応について、体制が整っているか。 団体等の運営上、過去5年間に於いて重大な不祥事がなかったか。不祥事発生後の対応は適切か。
4 法人の財務状況	20	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設に適用される会計処理規程（経理規程等）が作成されており、規程に基づき会計処理が適切に行われているか。 財政基盤の安定化が図られており、過去2年間又は累積での赤字が生じていないか。 資金収支予算計画は妥当かつ適切であり、良好かつ健全な経営が見込まれるか。 保育所運営のための運転資金が確保できているか。
5 現在運営している 保育園の職員状況	20	<ul style="list-style-type: none"> 職員の就業規則・福利厚生・健康管理計画があり、長期にわたる雇用の確保が見込まれるか。 保育所職員が継続的に雇用されており、その定着が図られているか。 職員が働きやすい職場環境に関する考え方が明確になっているか。 職員の処遇の改善が図られているか。 人事考課の考え方を明示しているか。 管理者等の役割と責任がスタッフに明示され、事業の運営状況を把握の上、具体的な指示を出しているか。 研修計画を作成のうえ、計画に基づいた専門知識・技術の向上に向けた研修機会を組織的に確保しているか。 人材育成・研修の実施により、保育の質の向上、職員の育成に取り組んでいるか。 実習生受入れ等保育人材の育成への貢献に係る体制が整備されているか。
6 守秘義務及び個人情報の 取り扱い	5	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の個人情報保護に関する規程、マニュアルを整備し、適切に運用しているか。 守秘義務の意義や目的を全職員に周知しているか。 個人情報の取扱いについて保護者に説明し理解を得ているか。 利用者に関する記録が適正に作成され保管されているか。
7 苦情解決体制	6	<ul style="list-style-type: none"> 要望や苦情等を受けて、迅速に対応できる仕組みになっているか。（苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置しているか。） 要望や苦情に対して真摯に向き合う姿勢があるか。 要望や苦情が寄せられた際に、誠実な対応を行ったか。
8 外部評価	2	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価等の外部評価を受審し、評価結果を公表しているか。
9 情報公開	2	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開・経営、運営状況の情報が積極的に公開されているか。

審査項目	配点	審査の視点
移管後の施設の事業計画	50	
1 施設の運営方針	22	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保育所に見合う具体的な運営方針と保育目標を定めているか。 ・保育の質の確保・向上に向けた組織として具体的な計画になっているか。 ・給食について配慮が必要な子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。 ・障害のある子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。 ・被虐待児への対応に関して具体的な計画になっているか。 ・外国に文化的背景をもつ子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。 ・延長保育等の子育て支援事業について、具体的な計画となっているか。
2 施設の運営体制	17	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務経験豊富な施設長、主任保育士を配置する計画となっているか。 ・職員の配置基準を満たしているか。 ・職員確保の方策が具体的に示されているか。 ・中長期的な視野に立った具体的な提案となっているか。
3 保護者との関わり	9	<ul style="list-style-type: none"> ・民間移管により、不安を抱えた保護者に対して寄り添うような対応を行っているか。 ・利用者の意見聴取を行ったり、第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体制が確立された計画となっているか。
4 上記以外で特にPRしたい内容	2	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもやその保護者又は勤務する職員に寄り添った内容となっているか。

2 二次審査（実地・ヒアリング審査）の審査項目及び配点

審査項目	配点	審査の視点
運営保育施設の状況 (保育所保育指針に則った保育の実施)	80	
1 基本的な考え方（総則）	32	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における環境や一日の生活の流れなどを捉え、子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせる経験を重ねることができるよう、生活の場をつくっているか。
2 保育の内容	15	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 ・小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしているか。
3 健康及び安全	16	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握しているか。
4 子育て支援	4	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の状況に配慮した個別の支援がとられているか。
5 職員の資質向上	13	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価に基づく課題を把握し、保育所内外の研修等を通じて、自身の職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めているか。

厚原保育園の移管に係る応募書類一覧表

提出する書類	様式	正本	副本
申込に関する事項			
富士市立厚原保育園民間移管申込書	【様式1】	○	○
法人の概要	【様式2】	○	○
履歴書（理事長）	【様式2別紙1】	○	○
役員一覧	【様式2別紙2】	○	○
運営法人の状況	【様式3】	○	○
法人の財務状況	【様式3別紙1】	○	○
現在運営している保育園の職員状況	【様式3別紙2】	○	○
移管後の施設の事業計画	【様式4】	○	○
施設長・主任保育士予定者の経歴等	【様式4別紙1】	○	○
職員の配置計画	【様式4別紙2】	○	○
理事会の議事録（移管の応募を決議したことがわかる書類）		○	
法人の概要に関する事項			
定款		○	
登記事項証明書（発行から3か月以内）		○	
印鑑証明書（発行から3か月以内）		○	
就業規則（非常勤等を含む）		○	
給与・退職手当支給規定		○	
旅費規程		○	
休業規則（育児・介護）		○	
経理規定		○	
個人情報保護規定		○	
不祥事の記録を記した書面及び対応マニュアル		○	
法人の運営状況に関する事項			
法人の監査による指摘内容を示す文書		○	○
法人税申告書		○	
消費税申告書		○	
税に未納がないことの証明（国税及び地方税）		○	
事業報告書 ※直近3か年分		○	
決算書【社会福祉法人】 （資金収支決算内訳書、事業活動収支内訳書、貸借対照表、財産目録、） ※直近3か年分		○	
財務諸表【社会福祉法人以外】 （キャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書） ※直近3か年分		○	
借入金返済計画書（既借入分）		○	
資金収支予算計画		○	
保育に関する事項（複数運営している法人にあっては、移管保育園と規模の近い園のもの）			
運営規定		○	○
重要事項説明書		○	○
保育に関する全体的な計画		○	○
年齢別年間指導計画		○	○
研修計画書及び記録簿		○	○
苦情解決処理規定及び記録簿		○	
苦情記録簿（園児名等個人が特定される部分は黒塗り）		○	○
第三者評価、学校関係者評価等外部評価の受審結果		○	○
事故対応マニュアル		○	
事故報告書（園児名等個人が特定される部分は黒塗り）		○	○
市が実施する指導監査の指摘内容を示す文書及び改善報告書		○	○

富士市立保育所民間移管事業移管前協定書（案）

富士市（以下「甲」という。）と△△法人〇〇（以下「乙」という。）とは、令和7年4月1日をもって行う富士市立厚原保育園（以下「当該保育所」という。）の移管について、円滑な移管を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲が乙に移管する当該保育所の、移管準備に関する事項を定めることを目的とする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定書締結日から令和7年3月31日までとする。

（移管決定の履行）

第3条 乙は、甲から通知を受けた法人決定通知書（令和●年●月●日富こ保指令第●号）の決定を、乙の理由によって解除することはできない。

（移管に対する協調）

第4条 甲と乙は、当該保育所の移管にあたっては、利用児童の安定した保育を第一に考え、協調しながら誠意をもって対応し、円滑な移管が図れるようにする。

（移管申込内容の遵守）

第5条 乙は、令和7年度富士市立保育所民間移管事業に申込みをした際に提出した、保育所移管申込書に記載した提案内容を、乙の理由によって変更することはできない。

（三者協議会）

第6条 甲、乙及び当該保育所保護者の三者間で、移管に伴う諸事項について合意形成を図るため、三者協議会を行う。

（引継ぎ・共同保育）

第7条 当該保育所の民間移管に伴い、移管先法人への円滑な引継ぎを図るため、甲の責任の下に、当該保育所の職員及び乙が派遣する職員と共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため、引継ぎ・共同保育を行う。

（1）引継ぎ・共同保育期間

引継ぎ・共同保育の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間とし、うち令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間は共同保育を実施する。

（2）安全注意義務

甲と乙は当該保育所の移管に伴う引継ぎ・共同保育について、利用児童の安全に十分注意をし、事

故のないように配慮しなければならない。

(3) 内容

引継ぎ・共同保育は、甲が定める引継ぎ・共同保育計画に基づき、施設長予定者、主任保育士予定者及び保育士等を当該保育所に派遣し実施することとする。

(4) 報告

乙は、毎月の状況について、1か月を経過するごとに、富士市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ・共同保育記録書を速やかに甲に提出しなければならない。

(5) 経費

引継ぎ・共同保育に関わる経費（乙が当該保育所に派遣する職員の人件費等）については、「富士市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金交付要領」に基づき、甲から乙に補助金として交付するものとする。

(6) その他

円滑な移管を行うために、乙が所有する備品等の設置等が必要な場合は、あらかじめ甲と協議のうえ行うこと。また、備品等の設置・運営に関する事項は甲の指示に従うものとし、同条（2）の安全注意義務を遵守すること。なお、備品等の設置・運営に伴い発生する費用については、全て乙の負担とする。ただし、光熱水費については、甲が負担する。

(移管時における遵守事項等の確認)

第8条 別紙「富士市立厚原保育園の民間移管にあたっての諸条件」及び第6条に規定する三者協議会で合意形成した事項を移管後も確実に実施するため、本協定に基づく引継ぎ・共同保育が完了したことを受けて乙に移管するときに、遵守事項等を規定した「富士市立保育所民間移管に係る保育所運営に関する覚書」を別途締結する。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、この協定を解除することができる。

- (1) 引継ぎ期間において、円滑な移管が困難と判断され、かつ改善の余地がないと見込まれた場合。
- (2) 乙がこの協定に違反した場合。
- (3) 正当な理由なく乙が第6条に規定する合意形成を拒んだ場合。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、富士市個人情報の保護に関する条例のほか、秘密保持に関する全ての法令等を遵守するとともに、記録媒体等の使用にあたっては、個人情報の漏えい事故等の防止に努める等、適切な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、本協定書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(信義誠実の原則)

第 12 条 甲及び乙は、本協定書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(疑義等の決定)

第 13 条 本協定書に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲 富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市
富士市長 ⑩

乙 所在地
法人名
理事長 ⑩

富士市立保育所の民間移管にかかる引継ぎ・共同保育スケジュール(案)

		令和6年度												令和7年度		
令和5年度		10~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
引継ぎ	円滑な運営ができるよう引継ぎ・共同保育に向けた計画を、事業者と市が協議し作成。	<p>施設長予定者、主任保育士予定者を中心に、週1日以上で厚原保育園において引継ぎを実施</p> <p>子ども達の様子や行事を含めた保育内容全体の把握</p> <p>保護者、地域住民との良好な関係の構築</p> <p>保護者、法人、市の三者で構成する「三者協議会」を開催し、進捗状況の確認、情報交換などを行う。(原則、移管時在籍園児が卒園するまで設置)</p>														
		<p>新規入園の準備</p> <p>全体的な計画、指導計画の作成</p> <p>職員会議への参加</p> <p>移管法人による運営開始</p>														
共同保育	共同保育を実施した保育士は、各クラス担任とし、保育にあたる。	<p>各種マニュアルの把握</p> <p>共同保育に向けた計画の作成</p> <p>入園説明会</p> <p>・次年度の担任保育士予定者、調理員等が、週5日で共同保育を実施</p> <p>・園児、クラス運営の状況把握</p> <p>・保育のねらい、行事の内容を理解</p>														

厚原保育園引継ぎ・共同保育に関する経費負担（案）

1. 補助金の交付

富士市立厚原保育園の民間移管に伴う引継ぎ、共同保育の実施にあたり、移管先となる法人にかかる経費について次の経費について補助金を交付することにより、充実した引継ぎ・共同保育を実施し、円滑な民間移管を図ります。

2. 対象経費

- (1) 富士市が定める引継ぎ・共同保育計画に基づく、引継ぎ・共同保育への職員派遣にかかる費用
- (2) その他市長が認めるもの

3. 算定基準

補助対象		区分	単価
職員の派遣	賃金相当	施設長	1人当たり月額 257,900円
		主任保育士	1人当たり月額 249,408円
		保育士	1人当たり月額 213,330円
		調理員	1人当たり月額 176,200円
	交通費相当	市内居住者	富士市職員の給与に関する条例 (昭和41年富士市条例第34号)第12条に規定する額
		県内居住者	
		県外居住者	
その他市長が認めるもの			必要額

※厚原保育園において、1か月に従事した日数が20日に満たない場合は、1か月を20日とし、日割計算します。ただし、1日の引継ぎ・共同保育への従事時間が3時間以上6時間未満の場合は、日割計算した額の半額とします。

※施設長予定者が引継ぎ・共同保育に派遣されない日に、副施設長等（施設長を代理するもの）を務める予定の者が、施設長予定者に代って引継ぎ・共同保育に派遣された場合は、主任保育士予定者が派遣された場合と同様に取り扱います。

富士市立厚原保育園民間移管にかかる三者協議会について

移管に当たり、保護者の意向を可能な限り反映させるため、移管後の運営について協議を行うことを目的として、次のとおり三者協議会を開催する。

1 構成者

移管先法人、在園児の保護者代表、本市の三者で構成する。

移管までの間に開催する三者協議会の事務は、本市が行い、移管後に開催する三者協議会の事務は、移管先法人が行う。

2 協議事項(予定)

移管後の運営に係る次の事項について協議を行う。なお、三者協議会において、協議の上で合意した事項については、三者は遵守するものとする。

- (1) 施設の名称、クラスの名称
- (2) 教育・保育の内容
- (3) 行事
- (4) 給食の提供
- (5) 保護者負担金
- (6) 園舎の整備計画
- (7) 引継保育
- (8) その他運営に関し必要な事項

3 設置時期(予定)

令和5年4月から移管前の厚原保育園に在園していた全ての児童が卒園するまでの間

4 開催頻度(予定)

令和5年度 年3回程度

令和6年度 年5回程度

移管後の令和7年度以降は、協議により決定する。

富士市立厚原保育園民間移管にかかる保育園運営に関する覚書（案）

富士市（以下「甲」という。）と△△法人〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の行う富士立保育所民間移管に伴い、令和7年4月1日をもって乙に移管する富士市立厚原保育園の移管後の運営について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（遵守項目）

第1条 乙は富士市立厚原保育園の運営にあたって、別紙の「富士市立厚原保育園の民間移管にあたっての諸条件」の内容を遵守するものとする。

（協議内容の履行）

第2条 乙は富士市立厚原保育園の運営にあたって、甲、乙及び当該保育所の保護者からなる三者協議会において合意した内容を誠実に履行するものとする。

（遵守項目及び協議内容の履行の検証）

第3条 甲は第1条の遵守事項及び前条の協議内容の履行が確実になされているかどうかについて検証を行い、乙はこれに協力する者とする。

（効力の発生）

第4条 この覚書の効力は、令和7年4月1日より発生するものとする。

（信義誠実の原則）

第5条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（疑義等の決定）

第6条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 ⑩

乙 所在地
法人名
理事長 ⑩